平成 25 年 5 月 30 日

各　　位

会 社 名　株式会社 有沢製作所
代表者名　代表取締役社長　有沢　三治
（コード番号：５２０８　　東証第一部）
問合せ先　取締役常務執行役員　飯塚　哲朗
（ＴＥＬ：０２５－５２４－７１０１）

当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）の継続(改訂)のお知らせ

当社が既に導入しております「当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策)」が期限をむかえることから、当社定款の定めに基づき、平成 25 年 5 月 30 日開催の当社取締役会において、平成 25 年 6 月 27 日開催予定の第 65 回定時株主総会にその継続（改訂）の提案をすることを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

この対応策の継続（改訂）にあたり法令の新設または改廃に関しまして条項ないし用語の意義等に改正を行いましたが、要件及び手続きにつきましては従前の内容を踏襲しております。

なお、本日現在、当社株式の大量買付けの打診及び申し入れ等はなされておりません。

記

１．対応策の導入の目的

当社は明治 42 年の創業以来、一貫してユーザーニーズにお応えしながら技術革新と製品開発に取り組み、当社独自の「織る、塗る、形づくる」技術を構築し、良好な労使関係のもと、企業価値の向上に努めてまいりました。当社取締役会はこの歴史と蓄積された技術を育み続けるとともに、これらの企業価値を理解し、長期的に育成し、向上させる義務があると考えております。

しかしながら近年の株式市場においては対象となる会社の株主あるいは経営陣に対して充分な説明や協議の手続きを経ることなく大量の株式の買付を強行する等の買収手法も見受けられ、ややもすると企業価値の喪失、株式売却の強要等、株主利益の侵害とも取れるものも少なくありません。

当社取締役会は、株式を上場し投資家の皆様に当社株式の自由な売買を行っていただくなかで、当社取締役会の意に反して行われる大規模買付行為、あるいは当社の支配権の移転を伴う買付提案におきましても、企業価値の向上により株主の皆様全体の利益となるものについては、当社取締役会としてこれを否定すべきでなく、最終的には当社の株主全体の判断に基づき行われるべきものと考えております。このような当社株式の大量取得行為その他これに類似する行為またはその提案（以下総称して「買付」といいます。）が行われた場合は、

株主の皆様が適切な判断を下されるために、買付を行う者またはその提案者（以下総称して「買付者」といいます。）から詳細な情報の提供を受け株主の皆様に充分な情報の開示を行うとともに、当社取締役会としての意見表明を行い、株主の皆様にどちらの主張が当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に結びつくかを、株主総会等で直接意思表示していただくことが最善の方策と考えております。

このためには買付者に対して遵守すべきルール・手続きを提示することにより、必要かつ充分な情報の開示と、買付提案の検証及びその検討のための期間を確保する必要があると判断し、当社株式の大量取得行為に関する対応策（以下「本ルール」といいます。）を策定いたしました。

株主意思確認の株主総会等において対抗策の発動が承認された場合、買付者が本ルールを遵守しない場合及び買付が当社の企業価値を毀損することが明らかな場合は、本ルールに従って対抗策が発動されることになります。

なお、株主意思確認の株主総会等において対抗策の発動が否決された場合及び本ルールに従って買付者の提案の検証及び買付者との交渉を行った結果、買付者の提案が企業価値の向上により、株主の皆様全体の利益となると当社取締役会が認めた場合は、速やかにその旨を公表するとともに、対抗策を発動いたしません。

２．本ルールの内容

(1) 対抗策の内容

買付者が現れ、本ルールに定められる手続きを経た後に、対抗策を発動すべきとの結論に達した場合は、次の条件を付した新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）の無償割当を実施することにより、買付者の当社株券等保有割合を低下させます。

① 当該買付者による権利行使は認められないとの行使条件を付します。

② 当社が当該買付者以外の者から、当社株式と引換えに新株予約権を取得できる旨の取得条項を付します。

(2) 対抗策を発動する場合の手続き

① 対象となる買付

本ルールが対象とする買付は、当社取締役会が企業価値及び株主共同の利益に反しないと別途認めたもの以外で、次に該当するものです。なお、a. 及び b. で使用する用語及び概念は、金融商品取引法第二章の三「株券等の大量保有の状況に関する開示」で示された定義に準拠します。

a. 当社が発行者である株券等に対する、保有者の株券等保有割合が 20%以上となる買付

b. 当社が発行者である株券等に対する、公開買付けに係る株券等の株式所有割合及びその特別関係者の株券等所有割合の合計が 20%以上となる公開買付

② 買付者への情報提供の義務付け及び要求

上記「① 対象となる買付」に定める買付を行う買付者は、当該買付の実行に先立ち買付に際して本ルールに定める手続きを遵守する旨の誓約文言を含め、下記に定める買付者の買付内容の検討に必要な情報（以下「必要情報」といいます。）をすべて日本語で記載した書面（以下「買付説明書」といいます。）を当社の定める書式により提出していただきます。

当社取締役会は、買付説明書の内容が必要情報として不充分だと判断した場合は、適宜回答までの期限を定めたうえで、買付者に対し追加の情報を提出するよう要求することがあります。この場合、買付者は当該期限までに要求された情報を提供する義務を負うものとします。

また、本ルールの定めとして、当社取締役会が本新株予約権の無償割当の不実施に関する決議を行うまで、買付者は買付等の実行をひかえていただきます。

なお、買付者が本ルールの義務付けに従わず買付を開始したと認められる場合、当社取締役会の判断に基づいて対抗策が発動されることになります。

記

a. 買付者及びそのグループ（共同保有者、特別関係者及び（ファンドの場合は）組合員その他の構成員を含みます。）の詳細（具体的名称、資本構成、財務内容等を含みます。）

b. 買付の目的、方法及び内容（買付の対価の価額・種類、買付の時期、関連する取引の仕組み、買付の方法の適法性、買付の実現可能性を含みます。）

c. 買付価額の算定根拠（算定の前提となる事実、算定方法、算定に用いた数値情報及び買付に係る一連の取引により生じることが予想される影響額とその算定根拠、そのうち少数株主に対して分配される影響額と算定根拠等を含みます。）

d. 買付資金の裏付け（買付資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます。）

e. 買付後の当社及び当社グループの経営方針、事業計画、資本政策及び配当政策

f. 買付後の当社及び当社グループの従業員、取引先、お客様、地域関係者その他の当社に係る利害関係者の処遇方針

g. 当社の他の株主との間の利益相反のある場合はそれを回避するための具体的方策

h. その他当社取締役会が合理的に必要と判断する情報

③ 買付説明書の検証及び買付者の交渉義務付け

当社取締役会は、上記「② 買付者への情報提供の義務付け及び要求」に定める必要情報が記載された買付説明書（以下「適正な買付説明書」といいます。）を受領し次第、速やかにその旨を公表するとともに必要情報の検証及び買付者との交渉を開始します。買付者は当社取締役会の協議・交渉等の求めがある場合及び検討資料その他の情報提供に速やかに応じる義務を負うものとします。

④ 臨時の株主名簿確定のための基準日の決定

当社取締役会は、対抗措置を発動する必要があると判断した段階で、株主の皆様の意思確認を行うための手続きとして、臨時の株主名簿確定のための基準日（以下「名簿基準日」といいます。）を定め、名簿基準日の 2 週間前までに公告を行います。

⑤ 取締役会の見解と代替案の作成

当社取締役会は、当該買付提案が当社の企業価値及び株主共同の利益の向上に資するものであるか否かを的確に判断いただけるよう、適正な買付説明書の受領後、当該買付提案を検証するために必要であるとして当社取締役会が定める期間（対価を現金（円価）のみとする公開買付による当社全株式の買付の場合暦日 60 日間、その他の大規模買付行為の場合 90 日間とします。以下「検証期間」といいます。）に、当該買付提案に対

する当社取締役会の見解をお知らせするとともに、必要に応じて買付提案と比較対照できるように当社代替案を明示します。

なお、当社取締役会の見解及び代替案の作成にあたっては、必要に応じて外部専門家の助言を取り入れる等、当社取締役の恣意的判断を排除した当該買付提案に対する評価と代替案の作成に努めます。

また、本ルールに従って買付者の提案の検証及び買付者との交渉を行った結果、買付者の提案が企業価値の向上により、株主の皆様全体の利益となると当社取締役会が認めた場合は、すみやかにその旨を公表するとともに、対抗策を発動いたしません。

⑥ 株主意思の確認手続き

本ルールにおいて、株主の皆様が当該買付提案と当社取締役会の見解及び代替案についてご検討いただいたうえ、対抗策を発動するための本新株予約権の発行にご賛同をいただけるか否かの判断の確認を、定時または臨時の株主総会（以下「株主意思確認総会」といいます。）において行います。

a. 株主意思確認総会

株主意思確認総会は当社取締役会の見解の明示の後、45日以内の開催を原則としますが、事務手続き上やむを得ず当該期間内に開催することができない場合は事務手続き上可能な限り最も早い日に開催することとし、その招集手続き及び当該総会における議決権の行使方法は法令及び当社定款に定める定時株主総会の手続きに準じます。

b. 議決権を行使できる株主

株主意思確認総会において議決権を行使することのできる株主は、当社取締役会が定めた名簿基準日の最終株主名簿に記載または記録された株主とします。

c. 決議の方法

株主意思確認総会では、当社定款第17条第1項に基づき、議決権の書面行使を含めて、出席した議決権を行使できることができる株主の議決権の過半数を持って行うものとします。

d. 名簿基準日の変更または株主意思確認総会の延期

当社取締役会は株主意思確認総会において株主の皆様が判断するための情報等に関して、重要な変更等が発生した場合、名簿基準日の変更、または株主意思確認総会を延期もしくは中止することができるものとします。

e. 株主意思確認総会結果の報告

株主意思の確認結果につきましては判明し次第速やかに開示いたします。

⑦ 取締役会の決議

当社取締役会は買付者が買付を撤回しない場合、株主意思確認手続きの結果に従って、速やかに本新株予約権の無償割当の実施または不実施の決議を行うとともに、その決議内容を開示します。

本ルールの定めとして、当社取締役会が本新株予約権の無償割当の不実施に関する決議を行うまで、買付者は買付等の実行をひかえていただきます。

なお、当社取締役会が本新株予約権の無償割当を決議した後において、下記 a. または b. のいずれかの事態が発生した場合は、当社取締役会は、（ｉ）本新株予約権の行使期間が到来するまでの間は本新株予約権の無償割当を中止することができる旨の決議を、

（ⅱ）無償割当の効力発生後においては本新株予約権を無償で取得する旨の決議を、それぞれ行うことができるものとします。

また、当該決議が行われた場合、速やかに当該決議の内容その他関連する事項についての情報を開示します。

記

a. 当該無償割当の決議後に買付者が買付を撤回した場合、その他買付そのものが存在しなくなった場合

b. 当該無償割当決議をするに至った事実関係等に変動が生じ、買付者による買付が次の「(3) 取締役会判断により対抗策を発動する場合の要件」に定めるいずれの要件にも該当しないか、もしくは該当しても本新株予約権の無償割当の実施または行使を認めることが相当でない場合

(3) 取締役会判断により対抗策を発動する場合の要件

当社取締役会が、買付者による当該買付が以下のいずれかに該当すると判断した場合は、その判断根拠を明らかにしたうえで速やかに対抗策（新株予約権の無償割当）を発動します。

① 本ルールに定める手続きを遵守しない買付

② 当社の企業価値及び株主共同の利益を著しく侵害する可能性のある以下の買付

a. 株券等を買占め、その株券等について当社に高値で買い取るよう要求する行為

b. 当社の経営を一時的に支配して当社の重要な資産を廉価で取得する等当社の犠牲のもとに買付者の利益を実現する経営を行うような行為

c. 当社の資産を買付者やそのグループの会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為

d. 会社の経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるか一時的高配当による株価の急上昇の機会を狙って高値で売り抜ける行為

③ 強圧的二段階買付（最初の買付で全株式の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付等の買付を行うことをいいます。）等、株主の皆様に株式の売却を事実上強要するおそれのある買付

(4) 本新株予約権の無償割当の概要

本新株予約権の無償割当の概要は以下のとおりです。

① 新株予約権の数

本新株予約権の無償割当に関する取締役会決議（以下「本新株予約権割当決議」といいます。）において当社取締役会が定める一定の日（以下「割当期日」といいます。）における当社の最終の発行済株式総数（ただし、同時点における当社の保有する当社株式の数を控除します。）と同数の新株予約権を割り当てます。

② 割当対象株主

割当期日における当社の最終の株主名簿に記載または記録された買付者等を除く当社以外の株主に対し、その保有する株式１株につき本新株予約権１個の割合で、本新株予約権を無償で割り当てます。

③ 本新株予約権の無償割当の効力発生日

本新株予約権の無償割当決議において、当社取締役会が別途定める日とします。

④ 本新株予約権の目的である株式の数

本新株予約権１個当たりの目的である当社普通株式の数（以下「対象株式数」といいます。）は１株とします。

⑤ 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

本新株予約権の行使に際して行う出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の当社株式１株当たりの価額は、金１円以上で当社普通株式の時価の50％相当額以下の範囲内において、当社取締役会が決定する金額とします。

時価とは、本新株予約権割当決議に先立つ90日間（取引が成立しない日を除く）の東京証券取引所における当社普通株式の終値の平均値とし、１円未満の端数は切り上げるものとします。

⑥ 本新株予約権の行使期間

本新株予約権の行使期間は、無償割当の効力発生日（ただし、当社取締役会がこれに代わる日を定めたときは当該日とします。）を初日とし、１ヶ月間から２ヶ月間までの範囲で当社取締役会が本新株予約権割当決議において定める期間とします。

ただし、下記「⑨ 当社による本新株予約権の取得」の規定に基づき当社による新株予約権の取得がなされる場合の当該取得に係る本新株予約権についての行使期間は、当該取得日の前日までとします。また、行使期間の最終日が行使に際して払い込まれる金銭の払込取扱場所の休業日にあたるときは、その前営業日を最終日とします。

⑦ 本新株予約権の行使条件

次に該当する者（以下「非適格者」と総称します。）は、原則として本新株予約権を行使することはできません。

（ⅰ）特定大量保有者

（ⅱ）特定大量保有者の共同保有者

（ⅲ）特定大量買付者

（ⅳ）特定大量買付者の特別関係者

（ⅴ）上記にそれぞれ該当する者から新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲受けもしくは承継した者

（ⅵ）上記にそれぞれ該当する者の関連者

また、権利行使にあたり本新株予約権の行使条件を充足していること等についての表明、保証、その他誓約等を当社が定めた書式によりご提出いただく場合があります。

なお、上記に用いられる用語は次のとおり定義されます。

a.「特定大量保有者」とは、当社が発行者である株券等（金融商品取引法第 27 条の 23 第 1 項に定義されます。以下別段の定めがない限り同じとします。）の保有者（同法第 27 条の 23 第 3 項に基づき保有者に含まれる者を含みます。）で、当該株券等に係る株券等保有割合（同法第 27 条の 23 第 4 項に定義されます。）が 20％以上である者（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）をいいます。

b.「共同保有者」とは、金融商品取引法第 27 条の 23 第 5 項に定義される共同保有者を指し、同条第 6 項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます（当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含みます。）。

c.「特定大量買付者」とは、公開買付け（金融商品取引法第 27 条の 2 第 6 項に定義されます。）によって当社が発行者である株券等（金融商品取引法第 27 条の 2 第 1 項で定義されます。以下本 c. において同じ。）の買付等（同法第 27 条の 2 第 1 項に定義されます。以下同じ。）を行う旨の公告を行った者で、当該買付等の後におけるその者の所有（これに準ずるものとして金融商品取引法施行令第 7 条第 1 項に定める場合を含みます。）に係る株券等の株券等所有割合（同法第 27 条の 2 第 8 項に定義されます。以下同じ。）がその者の特別関係者の株券等所有割合と合計して 20%以上となる者をいいます。

ただし、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値及び株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者（当社取締役会はいつでもこれを認めることができるものとします。また、一定の条件のもとに当社の企業価値及び株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた場合は、当該条件が満たされている場合に限ります。）、その他本新株予約権割当決議において当社取締役会が別途定める所定の者は、特定大量買付者に該当しないものとします。

d.「特別関係者」とは、金融商品取引法第 27 条の 2 第 7 項に定義される者をいいます。（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）

ただし、同項第 1 号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第 3 条第 1 項で定める者を除きます。

e. 非適格者とされる「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配されもしくはその者と共同の支配下にある者として当社取締役会が認めた者、またはその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいいます。「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」（会社法施行規則第 3 条に定義されます。）をいいます。

⑧ 新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を必要とします。

⑨ 当社による本新株予約権の取得

a. 当社は、本新株予約権行使期間開始日前日までの間いつでも、当社が新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合は、当社取締役会が定める日の到来日をもって、すべての新株予約権を無償で取得することができます。

b. 当社は、当社取締役会が定める日の到来日をもって、上記「⑦ 本新株予約権の行使条件」の規定により新株予約権を行使することができない者以外の者が有する新株予約権のうち、当該取締役会の定める日の前日までに未行使のものすべてを取得し、これと引換えに、新株予約権１個につき対象株式数の当社普通株式を１株交付することができます。

また、かかる取得がなされた日より後に、上記「⑦ 本新株予約権の行使条件」の規定により新株予約権を行使することができない者以外の者が現れたと当社取締役会が認める場合は、上記の取得がなされた日より後の当社取締役会が定める日の到来日をもって、当該者の有する新株予約権のうち、当該取締役会の定める日の前日までに未行使のものがあれば、これをすべて取得し、これと引換えに、新株予約権１個につき対象株式数の当社普通株式１株を交付することができるものとし、その後も同様と

します。

⑩ 新株予約権証券の発行

本新株予約権に係る新株予約権証券を発行しません。

⑪ 法令の改正等による修正

上記で引用する法令の規定は、平成25年5月30日現在施行されている規定を前提としているものであり、同日以後、法令の新設または改廃により、上記各項に定める条項ないし用語の意義等に修正を加える必要が生じた場合は、当社取締役会において、当該新設または改廃の趣旨を考慮のうえ、上記各項に定める条項ないし用語の意義等を適宜合理的な範囲内で読み替えることができるものとします。

(5) 本ルールの有効期間、廃止及び変更

本ルールの有効期間は、平成 27 年開催の定時株主総会までとします。ただし有効期間満了前であっても当社株主総会または取締役会において本ルールを廃止する旨の決議が行われた場合は、本ルールはその時点で廃止されるものとします。

また、有効期間満了前に当社株主総会または取締役会で本ルールの修正・変更の決議がなされた場合は、修正・変更の内容その他の事項について速やかに情報開示します。

３．本ルールの合理性

(1) 買収防衛策に関する指針の要件の充足

本ルールは、経済産業省と法務省が平成 17 年 5 月 27 日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針」に定める三原則を充足しておりますとともに、企業価値研究会が平成 20 年 6 月 30 日に取りまとめた「近時の諸環境の変化をふまえた買収防衛策の在り方」に沿ったものであります。

(2) 株主の皆様の直接決議による判断

「１．対応策の導入の目的」に記載しているとおり、本ルールは買付者による買付提案の受け入れの可否について株主の皆様に直接確認するためのものです。この株主意思の確認手続きにあたって、取締役が自らの保身のための個別勧誘等を行うことはほぼ不可能であり、取締役の恣意的な意向が入り込む余地はありません。

また、買付者の提案に対する当社取締役会の見解等を同時に提示して比較検討できるようにしておりますので、すべての株主の皆様に適切な判断を行っていただけるものと考えております。

(3) 取締役会判断による対抗策発動の制限

「２．本ルールの内容」の「(3) 取締役会判断により対抗策を発動する場合の要件」に記載のとおり、当社取締役会が株主意思の確認を行わずに対抗策を発動できるのは、本ルール違反や企業価値・株主共同の利益が毀損されることが明らかな場合に限定しております。

更に有効期間を約２年とするいわゆるサンセット条項を付しております。

４．株主の皆様への影響

(1) 本ルールの導入時に株主の皆様に与える影響

本ルールの導入時点においては本新株予約権の割当は行われませんので株主及び投資家

の皆様に直接具体的な影響が生じることはありません。

(2) 本ルールの発動時に株主の皆様に与える影響

本ルール発動時においては、当社取締役会が本新株予約権割当決議に際して別途定める割当期日時点の株主に対し、その保有する株式１株につき１個の割合で本新株予約権を無償で割り当てます。この手続きにおいては、株主の皆様は無償割当の発生日に当然に新株予約権者となりますので、申込の手続き等は必要ありません。

ただし、株主がその後の権利行使期間内に金銭の払込その他下記に詳述する本新株予約権の行使に係る手続きを行わない場合、他の株主の予約権行使によりその保有する当社株式が希釈化されることになります。

なお、当社は当社取締役会の決定に基づいて、下記「(3) 本新株予約権無償割当に伴って株主の皆様に行っていただきたいこと」の「② 当社による本新株予約権の取得の手続き」により非適格者以外の株主から新株予約権を取得し、それと引換えに当社株式を交付することがあります。

当社がこの取得手続きを取った場合は、非適格者以外の株主は本新株予約権の行使及び行使価額相当の金銭の払込なしで当社普通株式を受領することになり、その保有する当社株式の希釈化は原則として生じません。

また、本新株予約権の無償割当を受けるべき株主が確定した後の権利落日以降に、「２．本ルールの内容」の「(2) 対抗策を発動する場合の手続き」の「⑦ 取締役会の決議」及び「(4) 本新株予約権の無償割当の概要」の「⑨ 当社による本新株予約権の取得」に記載のとおり、当社が本新株予約権の行使開始の前日までに本新株予約権の割当を中止し、または無償割当の効力発生後において本新株予約権を無償にて取得することがあります。この場合は、１株当たりの株式の価値の希釈化は生じませんので、１株当たりの株式の価値に希釈化が生じることを前提にして売買を行われた投資家の方は株価の変動により相応の損害を被る可能性があります。

(3) 本新株予約権無償割当に伴って株主の皆様に行っていただきたいこと

① 本新株予約権の行使手続き

本新株予約権の無償割当を実施する場合、当社取締役会は本新株予約権の割当期日を公告し、当該割当期日における最終の株主名簿に記載または記録された株主の皆様に対し新株予約権を無償割当することとし、当社指定書式による本新株予約権の行使請求書と新株予約権の権利行使に必要なその他書類を送付いたします。

株主の皆様におかれましては、本新株予約権の無償割当後の行使期間内にこれらの書類を提出したうえで、当社取締役会が新株予約権の無償割当決議において、本新株予約権１個当たり金１円以上で時価の50％相当額以下の範囲内で定めた価額を払込取扱銀行に払い込んでいただくことにより、１個の本新株予約権につき、１株の当社株式が発行されることになります。

② 当社による本新株予約権の取得の手続き

当社は、当社取締役会が本新株予約権を取得する旨の決定をした場合は法定の手続きに従い、当社取締役会が別途定める日をもって本新株予約権を取得することがあります。この決定をした場合、株主の皆様は行使価額相当の金銭を払い込むことなく、当社による当該新株予約権の取得の対価として、１個の本新株予約権につき原則として当社普通

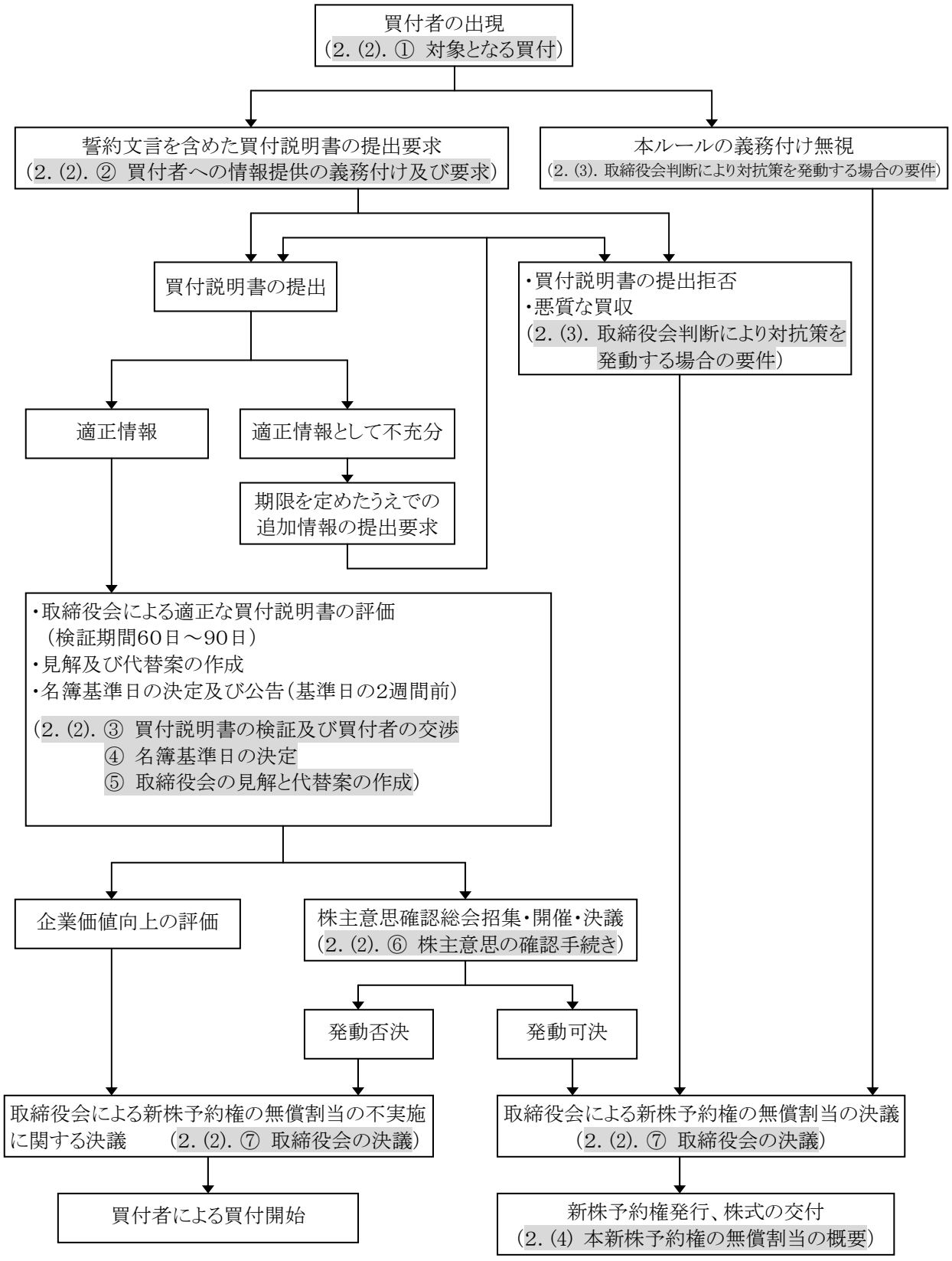
株式１株を受領することになります。なお、この場合株主の皆様には、別途ご自身が非適格者でないこと等についての表明保証条項、補償条項その他誓約文言を含む当社所定の書式による誓約書をご提出いただく場合があります。

上記のほか、割当方法、行使の方法及び当社による取得の方法の詳細につきましては、本新株予約権に関する当社取締役会の決議が行われた後、株主の皆様に対して情報開示または通知いたします。

以上

（参考資料　１）

当社株式の大量取得行為に関する対応策のフローチャート



（注）主要な項目につきましては各項目の下段に、「当社株式の大量取得行為に関する対応策」の該当する項目番号を網掛で付してあります。

（参考資料　２）

平成 25 年 3 月 31 日における株主の状況は次のとおりであります。

① 発行可能株式総数　　130,000,000 株

② 発行済株式の総数　　34,997,824 株

③ 株　　主　　数　　15,017 名

④ 大株主（上位 10 名）

氏名又は名称	住所	所有株式数（株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合（%）
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目８－11	1,514,600	4.32
三菱瓦斯化学株式会社	東京都千代田区丸の内2丁目５－２	1,472,166	4.20
株式会社八十二銀行 (常任代理人　日本マスタートラスト信託銀行株式会社)	長野県長野市中御所字岡田178－８ (東京都港区浜松町2丁目11－3)	1,000,930	2.86
有限会社有沢建興	新潟県上越市西城町3丁目11－44	834,338	2.38
CBNY DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO (常任代理人　シティバンク銀行株式会社)	388 GREENWICH STREET, NY, NY 10013, USA (東京都品川区東品川2丁目３－14)	804,482	2.29
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11－３	794,000	2.26
有沢栄一	新潟県上越市	658,046	1.88
株式会社第四銀行 (常任代理人　日本マスタートラスト信託銀行株式会社)	新潟県新潟市中央区東堀前通7番町1071－1 (東京都港区浜松町2丁目11－3)	628,903	1.79
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(退職給付信託口・三菱電機株式会社口)	東京都港区浜松町2丁目11－３	530,536	1.51
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内1丁目６－６	485,922	1.38
計		8,723,923	24.92

（注）１．持株比率は、自己株式（3,597株）を控除して計算しており、小数点第２位未満を切り捨てて表示してあります。

２．三菱瓦斯化学株式会社の持株数には、三菱瓦斯化学株式会社が退職給付信託の信託財産として拠出している当社株式 966,306 株(持株比率 2.76%)を含んでおります(株主名簿上の名義は「日本マスタートラスト信託銀行株式会社(退職給付信託口・三菱瓦斯化学株式会社口)」であります)。

以上